

社会福祉法人 いたみ杉の子
次世代育成行動計画に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2024年10月1日から2029年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業制度の充実とともに制度の周知を図る。

<目標を達成するための方策と実施時期>

●方策1：適時、育児・介護休業制度及び就業規則を改正し、職員のワーク・ライフバランスの確保を推進する

実施時期：2024年度より毎年度

●方策2：就業規則や育児・介護休業制度を含めた「就労に関する資料集（ワークブック）」を毎年度作成し全職員に配布する他、年度当初には新人職員を対象に研修会を実施する。

実施時期：前計画に引き続き毎年度実施

●方策3：育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくり（育児・介護職員への職員理解の促進）

実施時期：前計画に引き続き実施

目標2：育児・介護休業の取得率のアップを図る

（女性職員：取得率を90%以上、男性職員：取得率を50%以上にすること）

<目標を達成するための方策と実施時期>

●方策1：多様な雇用形態による職員採用を精力的に進め、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりに努める

実施時期：2024年度より毎年度

●方策2：労働契約におけるオリエンテーション、毎年度作成する「就労に関する資料集（ワークブック）」等において男性職員への周知を図る

実施時期：2025年度より毎年度

目標3：全職員の年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<目標を達成するための方策と実施時期>

●方策1：職員の年次有給休暇の取得時状況を把握し、年間5日以上取得するように指導する

実施時期：前計画から引続き毎年度

●方策2：職員の年次有給休暇の取得向上のため法人による有給休暇取得指定日を計画的に設定する

実施時期：前計画から引続き毎年度

●方策3：各事業所責任者への年次有給休暇を取得しやすいような勤務体制や環境整備を構築するよう指導する

実施時期：2025年度から毎年度

以上